

（趣旨）

第1条 本細則は、経済学研究科履修規程第1条の2に基づき、標準修業年限を1年とする博士前期課程（以下「1年コース」という。）の授業科目の履修方法および学位授与の要件等について定める。

（授業科目の履修）

第2条 1年コースの学生（以下「学生」という。）は、その在学期間中に所定の授業科目を履修し、36単位以上を修得しなければならない。

（授業科目・単位数）

第3条 研究科の授業科目及びその単位数については、学則別表Ⅳに基づく。

（指導教員）

第4条 学生は、入学後の所定の期間内に、演習を担当する教員の中から指導教員を選び、その承認を得なければならない。

2 学生は、授業科目の履修については、指導教員の指導を受けなければならない。

第5条 学生は、在学中特別の事由があるときは、研究科委員会の審議を経て、指導教員を変更することができる。

（履修方法）

第6条 学生は、獨協大学大学院学則第8条の2に定める「特定の課題についての研究の成果」（以下「特定課題」という。）を担当する指導教員の演習（8単位）および演習との組み合わせによる講義科目（4単位）を履修しなければならない。

第7条 学生は、原則として二つの演習を同時に履修することはできないが、指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、研究科委員会の審議を経て、1年を限度として履修することができる。ただし、修了要件にはならない。

第8条 学生は、指導教員が研究指導上必要と認めた場合は、所定の単位のほかに、本研究科、本学大学院の他の研究科、本学の経済学部又は他の学部開設されている授業科目を履修することができる。

（履修登録）

第9条 学生は、年度所定の期間内に、その年度に履修する授業科目を、指導教員の指導の下に、所定の手続きにより、登録しなければならない。

2 履修登録した授業科目は変更することができない。

（単位の認定）

第10条 学生が他の大学院もしくは外国の大学院において履修した授業科目の修得単位は、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で、研究科所定の単位の修得とみなすことができる。

2 学生が、入学前に大学院において履修した授業科目の修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科委員会の審議を経て15単位を超えない範囲で、本研究科所定の単位の修得とみなすことができる。この場合において、そのみなすことができる単位数は、前項により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて20単位を超えないものとする。

（特定課題）

第11条 1年コースの学生は、指導教員の指導の下に、所定の期日までに、所定の方法により、特定課題を提出しなければならない。

2 その他特定課題に関する事項は、獨協大学学位規程に準ずる。

（その他）

第12条 学生の履修に関し、特別の事情がある場合には、第2条ならびに第5条から前条までの規定にかかわらず、研究科委員会の審議を経て、適宜措置をとることができる。

（細則の改廃）

第13条 本細則の改廃は、研究科委員会及び大学院委員会の審議を経て学長が行う。

附 則（平成14年規程第10号）

- 1 本細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年細則第3—19号）

- 2 本細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（2020年細則第2号）

この細則は、2021年4月1日から施行する。

別表

経済学研究科履修表

経済学研究科博士前期課程 経済・経営情報専攻  
情報専修コース

授業科目	単位	選必	選択
データ解析演習	4	8	
応用統計解析演習	4		
意思決定と経営システム工学演習	4		
アルゴリズムとデータベース演習	4		
ビジネスゲーム演習	4		
マルチメディアシステム演習	4		
マーケティングサイエンス演習	4		
マルチメディア広告演習	4		
データ解析	4	28	
応用統計解析	4		
意思決定と経営システム工学	4		
アルゴリズムとデータベース	4		
ビジネスゲーム	4		
マルチメディアシステム	4		
マーケティングサイエンス	4		
マルチメディア広告	4		
情報メディアと社会	4		
ネットワークシステム	4		
情報とシステム	4		
教育工学	4		
修了に必要な単位	36	8	28

\* 「特定の課題についての成果」を担当する指導教員の演習（8単位）および演習との組み合わせによる講義科目（4単位）を履修しなければならない。